令和3年度 第2回 滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 令和4年1月31日(月)

時 間 14:00~16:00

会 場 滋賀県大津合同庁舎3A会議室

(オンライン同時開催)

- 1 開会・あいさつ
- 2 議事
 - (1)第1回の協議事項について
 - ・切れ目のない支援体制の構築について 個別の教育支援計画の利活用の推進についての取組
 - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて 副籍(副次的な学籍)制度化に向けての取組
 - (2) 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)について 定着期の成果と課題を踏まえて、拡大期の取組について
- 3 閉会

〈配付資料〉

委員名簿

資料 1 個別の教育支援計画の活用による切れ目ない支援体制の構築に向けて

資料2 「地域で学ぶ」支援体制強化事業「副次的な学籍」に関する研究

資料3-1 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)導入期、定着期の 進捗確認について

資料3-2 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)導入期、定着期の 進捗確認に係る主な取組の進捗状況について

資料3-3 導入期・定着期における課題と拡大期における取組の重点

参考資料 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)ロードマップ

令和3年度 滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿(敬称略 順不同)

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 等 | | | | | | |
|-------------|---------------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | ゥ ノ マサ アキ 宇 野 正 章 | 滋賀県医師会:小児科医 | | | | | | |
| 医師 | カエノヤマ かぶ にコ 上ノ山 一 寛 | 滋賀県医師会:精神科医 | | | | | | |
| | クダ ゼイゴ 福 田 正 悟 | 滋賀県医師会:学校医 | | | | | | |
| | 突が 就 式 式 渡 部 雅 之 | 滋賀大学教育学部教授 副学長 | | | | | | |
| 学識経験者 | が、*** ヤコ 礒 部 美 也 子 | 奈良大学社会学部教授 | | | | | | |
| | ジャュ 加 里 柴 田 有 加 里 | 滋賀県発達障害者支援センター職員 (滋賀県発達障害者支援センター所長) | | | | | | |
| | サ | 特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長) | | | | | | |
| | 対サナオコ宮﨑 七緒子 | 特別支援学校教職員:病弱 (県立鳥居本養護学校長) | | | | | | |
| | おいれ お 昭 夫 | 特別支援学校教職員:知的障害·肢体不自由 (県立野洲養護学校長) | | | | | | |
| | 才 況 ガ J 尾 代 恵 子 | 特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長) | | | | | | |
| | か か コ 中 川 孝 子 | 特別支援学校教職員:知的障害 (県立長浜北星高等養護学校長) | | | | | | |
| 教育機関の 職員 | マル タ ショウジ 丸 田 尚 志 | 県特別支援教育研究会会長 (守山市立明富中学校長) | | | | | | |
| | がりりから、 | 特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級·通級指導教室設置校長会会長) | | | | | | |
| | お チ ハルコ 菊池 晴子 | 特別支援学級等担当教員 (大津市立膳所小学校通級指導教室担当教諭) | | | | | | |
| | 対が対象 | 幼稚園等教職員 (大津市立大津幼稚園長) | | | | | | |
| | お が き ジ 北 川 幹 芳 | 県立高等学校教職員 (県立愛知高等学校長) | | | | | | |
| | カッチ アキ 甲 津 千 秋 | 県総合教育センター職員 (特別支援教育係長) | | | | | | |
| | 数 | 県健康医療福祉部障害福祉課長 | | | | | | |
| 県の職員 | · | 県中央子ども家庭相談センター所長 | | | | | | |
| | 2 9 2 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | 県彦根子ども家庭相談センター所長 | | | | | | |
| | | (任期·会和2年6月22日~会和4年6月21日) | | | | | | |

(任期:令和2年6月22日~令和4年6月21日)

個別の教育支援計画活用による切れ目ない支援体制の構築に向けて

| | 別の教育支援計画活用による切れ目ない支援体制の構築に向けて | |
|----------|---|--|
| | 課題 課題 課題 課題 できまま できまま できまま できまま できままま できまま できままま できままま できままま できままま できままま できまままま できまままま できままままます。 | 取組および今後の方向性 |
| 作成に関わって | ・個人情報の取り扱い(保護者の同意) ・作成にかかる負担軽減 【第1回 主な意見等】 ・個別の教育支援計画の作成の基準はどうか。学校時代に環境へ過剰適応しているだけで、年齢が上がり2次的な障害が見られるケースもあり、大丈夫だと思われていても配慮が必要な子どもがいる可能性がある。 ・支援が必要な子どもの把握については、乳幼児健診から始まる。そこから園や学校へと相談会を経ながら切れ目ない支援につなげている。保護者は小さいころから高校や就労を見据えている。 ・校内支援委員会等で要となって進めるのは特別支援教育コーディネーター。研修で専門性の向上をねらい実施している。令和3年度から小中学校特別支援教育コーディネーターの研修も県で開始。管理職や市町教育委員会の方に特別支援教育の要との認識を持っていただくことを意識して研修を実施。 ・個別の教育支援計画等の作成など、現場の教師の負担は大きい。利活用は重要であるが、実行する人的資源や時間的なハードルなどがある。ICTを活用し、事務作業の軽減と県と市町、学校種の壁を越えて利用できればよい。(プラットフォームやフォーマットが統一できればよい。) ・福祉関係者を作成にどう巻きこみ連携していくか。教育委員会と福祉部局の連携のための窓口を示すことも効果的である。協力したい。 ・作成することが当たり前となってきた現状は良い。しかし、作成されたものには差がある。校内で、作成された個別の教育支援計画等に対して、その妥当性のチェックや、管理職や特別支援教育コーディネーターの先生からの助言があれば改善や質の向上が望めるのでは。 ・個別の教育支援計画等の様式は市町によってばらつきがある。受け取る高校も苦労があると思う。県で統一様式のような形になれば、教職員の異動があり他市町から来ても対応できる。就労等社会に出た場合も活用されるのではないか。 | ・市町特別支援教育担当者協議会(年3回)における個別の教育支援計画等の状況や課題・取組等についての情報共有 ○県および国作成資料等の情報提供 ・参考様式 ・作成基準や作成手順、アセスメントや支援内容、評価等の情報提供 |
| 活用について | ・個別の教育支援計画等の様式は中町によってはらっさかある。受け取る高校も苦労があると思う。県で統一様式のような形になれば、教職員の異動があり他市町から来ても対応できる。就労等社会に出た場合も活用されるのではないか。(再掲) | ・各中町の「個別の教育文援計画寺を活用した切れ日ない文援の好事例」の共有 〇教職員の研修の充実 |
| 教育と福祉の連携 | 【課題】 ・関係機関における担当窓口の明確化(顔の見える関係づくり) ・連携のための時間と場の設定→体制づくり ・事業所や福祉サービス等についての学校や保護者の認知不足 【第1回 主な意見等】 ・児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携による取組の開始について、好事例を収集中。市町の窓口を示すことで、県立学校から連携がスムーズになったと聞いている。 ・福祉関係者を作成にどう巻きこみ連携していくか。教育委員会と福祉部局の連携のための窓口を示すことも効果的である。協力したい。(再掲) ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修での福祉関係機関等との連携の場の設定を今年度開始した小中学校特別支援教育コーディネーター研修でも実施予定。つながりを目指した研修を計画。 ・特別支援学級入級や福祉サービスの利用に関して、個別の教育支援計画等を利用し教育的な判断によって行うことが良い。 ・個別の教育支援計画等での支援を実施した上で、さらに支援が必要というケースに関わっていくのが児童相談所と捉えている。課題があるケースについては、一生懸命取り組ませていただくが、協力的な体制で連携しながらやっていきたい。 | ○学校の教職員等への障害のある児童生徒に係る福祉制度等の研修の実施や福祉関係者との関係づくりの場の設定 ・高等学校特別支援教育コーディネーター研修の実施 ・小中学校特別支援教育コーディネーター研修の実施障害福祉課担当による福祉制度の研修小中学校と市町発達支援センターとの連携紹介市町関係機関や福祉関係機関との連携の場 一県障害福祉課作成の「発達障害のある人の支援をつなぐ好事例」を活用し、各市町のライフステージごとの支援機関やそれぞれの役割等について情報交換 ○連携のための関係機関窓口の明確化(福祉部局との連携)・県関係機関・市町関係機関 |

インクルーシブ教育システムの理念の構築を目指した多様で柔軟な学びの場の整備

一人ひとりが輝く

副籍制度

(副次的な学籍)

~共生社会の実現を目指して~

第2回特別支援教育支援委員会



令和4年1月31日(月) 滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課



第1回特別支援教育支援委員会でいただいた御意見(抜粋)

①市町と共生社会の実現の理念を共有して、連携を進めていただきたい。また、「副次的な学籍」という名称についても、 共生社会の理念に沿って工夫できないか。

②子どもの障害の状況等によって保護者の負担に差が出るような制度は好ましくない。例えば医療的ケアが必要なお子さんには保護者の付添いではなく看護師の派遣を可能にするなどの対応ができるような制度になるとよい。

③大変よい取組なので、中学校でも是非取り組んでみたいと 思った。しかし、年齢が上がるにつれて、教育課程のすり合 わせは難しくなるし、教科担任制のために小学校以上に指導 体制を整えるのが難しくなる。まずは、小学校・小学部間で 取り組み始め、中学校に広げるための方策を並行して考えて いく方法もある。 ④保護者の願いや思いを十分にくみ取りつつ、子どもの障害の状況や特性を踏まえた無理のない計画を立てることが大切。 視覚障害や聴覚障害、肢体不自由のお子さんは、特別支援学校の専門性に対するニーズが比較的高く、小中学校に在籍されている数もそれほど多くない。例えば障害種別を限定して試行的に始めるのも一つの方法だと考える。

⑤研究の内容が素晴らしいのは間違いないが、新たに事業を始めようとすると先生方への負担が増えてしまうことにならないか心配である。先生方の負担が少なく取り組んでいける内容にしてほしい。

⑥共生社会の実現に向けた取組の理念は素晴らしいと感じた。 当事者である障害のあるお子さんたちの、この取組に対する 意見や気持ち、意思を大切にしながら進めていってほしい。

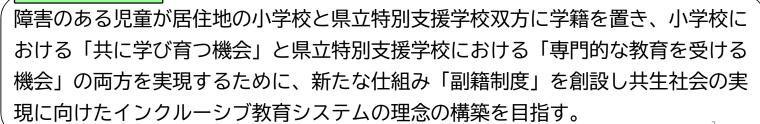
2

副籍(副次的な学籍)の制度化

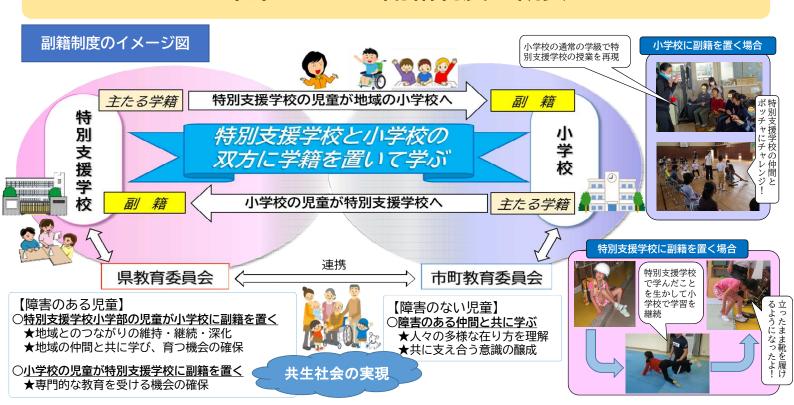
現状と課題

- ●義務教育段階の児童生徒数に占める特別支援学校在籍数の割合が全国に比して高い。(R2特別支援学校在籍数割合 … 全国:0.80% 本県:1.03%)
- ●共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害の 状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場の仕組みづくりが必要。

制度の目的



本県における副籍制度の概要



副籍制度の意義と目的

共生社会の実現

副籍によって、障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶことで、様々な力をもつすべての児童が、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、互いに支え合いながら共に学ぶことで共生社会の実現を目指す。

障害のある児童にとって

個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択することができるとともに、副籍校で様々な人々と共に助け合って生きていく力を養うことで、積極的な社会参加につながる。

障害のない児童にとって

同世代の障害のある児童と共に学ぶことで、自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、 人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる。

教職員や保護者にとって

双方の児童だけでなく、教職員や保護者の障害に対する理解や相互理解が深まる。また、教職員が、保護者の思いやそれ ぞれの専門性に触れることで、特別支援教育に対する意識や指導力の向上につながる。

副籍制度の形態

アー県立特別支援学校に在籍する児童が小学校に副籍を置く場合

- ◆ 小学校では、<u>原則、通常の学級に副</u> 籍を置くこととします。ただし、対象児童の実態に応じて、通常の学級で交流授業を行う前段階として特別 支援学級で活動することは可能です。
- ◆ これまで小学部・小学校で取り組まれてきた居住地校交流は、原則、副 籍による交流授業に移行することになります。

県立特別支援学校小学部に在籍する児童が、居住地域とのつながりの維持・継続・深化を図り、障害のある児童と障害のない児童が共に学び育つという観点から、小学校において学習する機会を設けるために、小学校に副籍を置くことができる。





副籍制度の形態

イ 小学校に在籍する児童が県立特別支援学校に副籍を置く場合(試行)

小学校に在籍する特別支援学校への就学要件 (学校教育法施行令第22条の3)に示された視 覚障害者、聴覚障害者および肢体不自由者の区 分を満たす児童が、教育的ニーズに応じたきめ 細かな支援や、専門的な指導を受ける機会を確 保するために、必要に応じて県立特別支援学校 に副籍を置くことができる。

◆ 特別支援学校に副籍を置く場合については、保護者の送迎等の 負担や小学校の指導体制の課題があり、対象を絞った限定的な形から始めます。

居住地校交流との違い

【居住地校交流】

- ◆ 特別支援学校小中学部在籍の児童生徒で、保護者が居住地校での交流を希望する者について、 当該学校間で負担のない範囲で交流を行う。
- 取組方法や手続き、教育課程の位置付け等は学校の方針によるため、<u>県内で統一した指針はな</u> く組織的な取組にはなっていない。



【副籍による交流及び共同学習】

- 副籍を置く手続きを教育委員会が整備し実施することで、学校間の単なる交流ではなく、地域とのつながりを維持・継続・深化させるための仕組みを組織的に構築する。
- 各校が、副籍による交流及び共同学習を教育課程に位置付け、当該学校間のさらなる 連携の下、より主体的・組織的に実施する。
- 副籍の組織的かつ円滑な実施について、<u>教育委員会が手続きを整備</u>する。

.

副籍による交流授業等の進め方

- 在籍校は、副籍校の指定に係る手続きを進めるとともに、対象児童および保護者の教育的ニーズを的確に把握し、副籍校と連携して交流授業等の内容を設定する。
- 交流授業等の内容は、障害のある子どもが、<u>授業内容を理解でき</u>、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうかという本質的な視点に立って考える。
- 在籍校と副籍校が、双方の学校だよりや学級だより、作品、プロフィール、手 紙、ビデオの交換などを通じて交流を行う「間接交流」も考えられる。
- Web会議システム等を利用した遠隔授業を取り入れるなど、<u>ICT機器を活用した交流授業を行うことは、副籍の取組を充実させる方法のひとつ</u>であるとともに、対象児童をはじめ保護者や教員の負担を軽減することにもつながる。。

副籍校での交流授業までの流れ(イメージ図)



副籍による交流授業の実際

交流授業の回数

回数や時間についての決まりはない。児童や学校の実情に合わせて設定する。児童はもと より、保護者や学校の負担のない範囲で実施することが大切である。直接ふれあう交流だけ ではなく、ICTを活用するなどして負担の少ない方法を織り交ぜることで、息の長い継続 した取組にしていきたい。

送迎・引率・付添い

副籍校までの送迎は、保護者で行っていただくが、副籍校での引率は、原則、在籍校の教 員が行う。しかし、在籍校の指導体制から、引率できる回数は限られてくる場合があり、保 護者に付添いをお願いすることがある。ただし、その際は、事前に当日の学習内容等の計画 について、在籍校から丁寧に説明するなど保護者の了解の上で行う。

副籍による交流授業の実際

副籍の取扱い

法令上は二重に学籍をもつことはできない。そのため、副籍校の名簿等に名前が記載され るわけではないが、副籍校は、対象児童のための机や椅子、ロッカー、下駄箱など、学級の 一員として迎える準備を行う。なお、副籍校の交流授業に参加した日は、在籍校における出 席の扱いになり、在籍校の授業として取り扱う。

医療的ケアが必要な児童への対応

副籍の対象となる児童のうち、医療的ケアが必要な児童も副籍制度の対象。副籍校での交 流授業は、主治医等の指導助言の下で安全に実施する必要があり、保護者を交えた綿密な打 合せを行う。なお、副籍校への看護師の派遣について、在籍校を所管する教育委員会が計画 的に対応する。

制度化に向けた取組

- ▶ 副籍ガイドブック(指導資料)の作成
- ➤ 保護者向けリーフレットの作成
- > 実践事例の蓄積



> 副籍研究協議会等の開催(制度周知・実践発表等)

13

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)導入期、定着期の進捗確認について

基本的な考え方

平成 28 年度に出された「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)」は、平成 28 年度からの導入期、平成 31 年度からの定着期を経て、今年度から 5 年間の拡大期に入り、 導入期・定着期の取組を県全体に広げ、研究段階から具体化、制度化を進める段階を迎えている。

国の動向や社会情勢などの特別支援教育を取り巻く環境の変化、施策の進捗状況を踏まえながら実施プランの状況確認を行い、今年度内の修正ロードマップ公表を目指すこととしている。



今年度は、①令和2年度(令和3年3月末現在)までの進捗状況の整理と、②導入期・ 定着期の成果と課題を踏まえた、拡大期における対応の方向性と、拡大期において取り組 むべき重点について確認を行っている。

1 各柱単位での主な取組の進捗状況

◇資料3-2参照

2 拡大期における取組の重点

◇資料3-3参照

3 今後の進め方について

◇今後の進め方を示したロードマップ(2022年3月版)を公表する。

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)導入期、定着期の 進捗確認に係る主な取組の進捗状況について

社会的・職業的自立の実現 柱1

目標

○ 障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加 のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向け た指導を展開する。

目標の達成に向けた考え方

○ 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後 を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。

主な取組の進捗状況

<社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実>

- ◇特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育 課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。
 - ・平成29年度より知肢併置特別支援学校の高等部に社会的・職業的自立を目指した職業コース 設置を進め、令和2年度末現在、知肢併置校4校において、職業教育に重点を置いたコース や重度重複生徒の社会的自立をめざすコース等の設置が実現した。
- ◇高等養護学校3校においては、平成30年度から、それまでの普通科から職業学科「しごと総合 科」へ改編し、学年進行により令和2年度に3学年が揃った。

<しがしごと検定を活用した職業教育の推進>

◇生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとっ て雇用の目安ともなるような"滋賀らしい"技能検定として、平成28年度より「しがしごと検 定」を本格実施した。

- ・令和2年度末現在、検定を受検した生徒は延べ1,313名で、このうち約7割が企業就労して
- ・受検した生徒からは、「お客様への対応や言葉遣いなどで検定で学んだことを就職先で生か したい」との感想が挙がっている。また、検定においては、種目ごとに協力企業に参画して いただいており、協力企業からの企業の視点に即したアドバイスや評価が受検生徒の意欲向 上や教員の指導力向上につながっている。 ・種目数の精選や運営体制の見直しを行った。

<「しがしごと応援団」の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進>

◇障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経 |済団体と共に支援する仕組みとして「しがしごと応援団」を平成28年度に創設した。

- ・平成29年度より普及・啓発に努めるとともに、就労アドバイザーによる企業訪問(実習先・ 就職先の開拓)に併せて、「しがしごと応援団」の登録促進を行い、登録企業は令和2年度 末で293社に達した。
- ・特別支援学校においては、各校の担当者が登録企業と連絡をとり、具体的な応援内容につい て相談し、連携を進めている。

柱2 発達段階に応じた指導の充実

目標

○ 障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園にお ける発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。

目標の達成に向けた考え方

○ 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。

主な取組の進捗状況

各発達段階に共通した事項

<指導・啓発資料等の作成・活用や学習機会の提供による障害理解の促進と指導・支援の充実>

◇教員や保護者・県民に対して、障害のある子供の理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図るため、指導・啓発資料等を作成し、障害理解を促進するとともに、障害に応じた指導・支援の充実を図っている。

・令和2年3月、新学習指導要領の改訂に伴い、本県作成「特別支援教育ガイドブック」のうち、小・中学校特別支援学級・通級指導教室における教育課程編成に関わる内容を取りあげ、一冊のガイドブックにまとめた。

小学校段階・中学校段階

<専門家や関係機関と連携した小中学校における発達障害のある児童生徒への専門的な 指導・支援の充実>

◇モデル地域において、専門家の助言から通常の学級での指導・支援の充実について研究を実施 した。

- ・学習上のつまずきの発見から支援方法を検討するとともに、アドバイザーの助言から得られ た効果的な指導実践事例について蓄積を図った。
- ・研究モデル地域の通常の学級における教科指導の実践を中心にまとめた研究成果物として、平成31年3月に「特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集」を、さらに令和3年3月に続編を発行し、通常の学級における特別な支援の必要な児童生徒に対しての指導や支援に役立てた。
- ・幼小中教育課主催の「読み解く力」向上フォーラムや研修会といった実践的な研修にも参画 し、拠点校における取組や読み解く力につまずきのある児童生徒への効果的な指導方法につ いて県下への普及を図った。

高等学校段階

<高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進>

◇平成26年度より個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育推進事業をモデル校を指定し実施、平成30年度よりモデル校において通級による指導を開始した。

- ・平成26年度からの研究では、高等学校に在籍する障害のある生徒の社会的・職業的自立を図るため、自立活動を取り入れた特別な教育課程の編成と基礎学力の定着を図り、得意分野をさらに伸ばす教科指導の充実に関して取り組んだ。
- ・平成30年度、令和元年度に実施の県立中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会において、モデル校における指導の現状ならびに、特別な支援が必要な生徒への指導・支援のあり方について、情報共有を図った。

柱3 教員の指導力や専門性の向上

目標

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促 進する。

目標の達成に向けた考え方

- 特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。
- 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害 のある子どもへの指導力を向上させる。
- 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高める とともに、様々な事例の共有化を進める。

主な取組の進捗状況

<専門家の派遣による指導力の向上>

◇平成29年度から、「個別の指導計画等の作成や活用の支援」や「校内分掌を含む校内支援体制の構築に向けた指導」等の具体的な指導・助言を行う「高等学校特別支援教育巡回指導員」を設置し、年間を通じて継続的に高等学校に派遣することとした。また、必要に応じて、臨床心理士などの専門家を派遣し、指導員の指導がより効果的になるよう、専門的な知見からの助言を行うこととした。

- ・巡回指導員は派遣先校において、個別の指導計画等の作成や特別な教育的支援を必要とする 生徒理解に係る事例検討会、特別支援教育に関する研修会、授業改善・授業のユニバーサル デザイン化への取組等について指導・助言を継続的に行っている。
- ・高等学校における個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成状況(令和2年度) 個別の指導計画 95.4%(平成28年度比18.7ポイント増) 個別の教育支援計画 83.2%(平成28年度比44ポイント増)

<学校間連携の推進と担当者の専門性向上>

◇県立中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター向けの研修は、令和2年度より特別支援教育コーディネーター連絡会を、特別支援教育推進リーダー研修と合わせて実施することとし、高等学校における発達障害等のある生徒の理解や支援、校内体制の工夫や関係機関等との連携など、特別支援教育に関する理解を深め、担当者としての資質向上を図るなど、より実効的な研修を目指し実施することとした。

・特別支援教育コーディネーターは、一人ひとりの障害の状態等に応じた専門的支援の内容、 学校内の協力体制整備、福祉や労働等の多岐にわたる学校と関係機関とのつなぎ役を果たす 役割を担っていることから、総合教育センター、高校教育課、特別支援教育課、障害福祉課 の連携により研修を進めている。

◇小中学校における特別支援教育コーディネーターの資質向上に向けた研修は、市町において実施されてきていた。児童生徒の学び方の多様性に対応するため、発達障害に関する基礎的な知識を習得したり、支援に携わる関係者をつなぐ役割について学んだりするなど、担当者としての専門性の確保が課題である。

柱4 教育環境の充実

目標

○ 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理 的配慮を提供する。

目標の達成に向けた考え方

- 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。
- 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。

主な取組の進捗状況

<特別支援学校分教室の設置研究の推進>

◇多様な学びの場の整備に向け平成28年度より草津市でのモデル事業を2年間実施し、平成30年度から2年間は、甲賀市と教育課程を中心とした研究を、また、令和2年度より大津市との教育課程の研究を進めている。

- ・分教室研究では、より重度の障害のある児童生徒が、地域の小中学校の中で、特別支援学校 での専門性の高い指導を十分に受けつつ、かつ障害のない子どもと同じ場で共に学ぶことが できる仕組みづくりを目指して進めている。
- ・研究の中では、専門的な教育を受けながら地域での学びを希望する保護者の願いにも対応でき、また、教員同士の学び合いの場にもなり、特別支援教育の推進につながるといったソフト面での効果が挙げられている。教育環境の整備や分教室の在籍者数が増えてきた場合の対応など、さらに検証が必要である。

<小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進>

◇インクルーシブ教育システムの構築に向け、小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」に関する市町との共同研究を進めてきた。

・県内6市の教育委員会と共同研究を行った。

長浜市(平成28年度~令和元年度)

草津市(平成28年度)

甲賀市(平成30年度、令和元年度)

彦根市(令和元年度、令和2年度)

東近江市(令和2年度)

大津市(令和2年度)

・副籍校での「学習内容」「教材教具や設備」とそれらに関する合理的配慮、また、持続可能 な制度にしていくための取組方法について、実証的な研究を行った。

<地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員・看護師)による教育環境の充実>

◇障害のある子どもとない子どもがともに地域で学ぶことを推進するために、学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が、1学級に2名以上就学することとなった小中学校、および医療的ケアの必要な児童生徒が就学することとなった小中学校に対し、市町教育委員会が支援員または看護師を配置する場合に、所要経費の一部を補助している。

・合理的配慮コーディネーター10人、看護師23人の配置に補助(令和2年度)

柱5 教育における連携(役割分担)の推進

目標

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、 円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協 力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参 加を推進する。
- 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築
- に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。
 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地 域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。

主な取組の進捗状況

<県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化>

- ◇特別支援教育の視点も含めた学校経営や授業改善について、教育課程研究協議会や市町特別支 援教育担当者協議会で周知徹底を進めるとともに、学校訪問において指導助言を行ってきてい る。
 - ・新学習指導要領を踏まえた教育課程編成の理解等、障害に応じた適切な指導や支援が実施さ れるよう取組を推進した。

<地域との連携・協働>

- ◇地域学校協働本部、家庭教育支援活動、地域未来塾、放課後子ども教室等、土曜日の教育支援 が実施される等、県内多くの小中学校区で、地域と学校の連携・協働体制が構築されてきてい る。
 - ・「地域とともにある学校づくり」「社会に開かれた教育課程」「学校を核とした地域づく り」の実現を目指して研修会等を通じて周知してきた。また、各市町教育委員会、学校、地域がともに体制づくりを進めてきたことで、令和2年度時点で、地域学校協働本部が12市町 で実施されるまで拡大し、地域人材を活用した活動が定着してきた。

<福祉との連携>

- ◇県立中学校・高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会(令和2年度から特別支援教育 コーディネーター研修)において、各福祉圏域別の分散会を実施している。
 - ・学校の教員、福祉関係機関の職員ともに、お互いの状況を知ることができたとの評価が高 く、それ以後も連絡会を実施する圏域もあり、連携に向けた情報交換の場が設定されるよう になった。

柱6 適切な就学相談の推進

目標

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切 な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。

目標の達成に向けた考え方

- 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。
- 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。
- 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの 一貫した指導・支援を行う。

主な取組の進捗状況

<発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究の推進>

- ◇文部科学省委託事業を活用し、平成28年度から平成30年度まで「発達障害のある子どもへの支援強化事業」を実施してきた。令和元年度からは、県事業により、モデル地域の市町に対してアドバイザーを派遣し、指導力の向上や支援方法について検討を行った。
 - ・本県の通常の学級における発達障害等の児童生徒在籍割合が全国に比して高く、また増加しており、小中学校の通常の学級における学びにくさのある児童生徒への効果的な指導や支援の充実は急務であると捉え、発達障害等による学びにくさからくる「つまずきのポイント」を明らかにし、確かな学力の基礎となる「読み解く力」を育む指導や支援が必要と考えた。そこで、令和元年度からは、「学びにくさのある子どもへの指導充実事業」として取り組み、モデル地域における発達障害の理解と有効な支援や教科指導研究を推進するとともに、効果的な指導方法の県内への普及を図った。

<就学相談担当者の力量向上>

◇特別支援学校および特別支援学級等への就学相談ならびに通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の提供などについて、市町特別支援教育主幹課担当者、就学相談員、校内就学相談担当者等を対象とした研修を実施し、就学相談の現状や課題等について理解を深め、適切な就学相談を行うための資質向上を図った。

- ・就学相談に係る全体研修会(5月)・・・就学相談の現状や課題等について理解を深める (県内南北2会場にて各1回開催
- ・就学相談に係る専門研修会(8月)・・・就学先の情報や具体的な事例等を通して、適切な 就学相談のあり方を学ぶ(県庁にて3回開催)
- ※受講者対象のアンケートでは、就学相談に関わる者として、一人ひとりの障害の状態等に応じた指導・支援の方法についても、さらに専門的に学びたいという声があった。

導入期・定着期における課題と拡大期における取組の重点

| | 柱 | 課題 | 取組の重点 |
|--|--------------------|---|---|
| | 1 社会的・職業的 自立の実現 | ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、就労後の配置転換や環境の変化による離職者が増えることが考えられる。卒業後の定着状況の把握とともに、新しい生活様式を踏まえた生活や働き方の変化に対応できるよう、学校が地域や産業界、関係機関等と密に連携し職業教育の取組を強化していく必要がある。 | |
| | | ・職業コース等未設置校においては、コース設置に向けた教育 課程検討が必要である。 ・高等養護学校やコース設置校においては、引き続き教育課程 の検証・改善を進める必要がある。 | ◆特別支援学校高等部におけるコース設置校の拡大と、職業学 科・コース別教育課程の充実 |
| | っ 発達段階に応じ | ・通常の学級における「読むこと」「書くこと」等に著しい困難さがある児童生徒に対して、ICT機器等を効果的に活用した、個に応じた指導・支援についての検討・推進が必要である。 | ◆発達障害等により学びにくさや読み解く力の定着につまずき のある児童生徒への、ICT機器等を効果的に活用した、個に 応じた指導・支援の充実 |
| | 2 た指導の充実 | ・高等学校での特別な教育的支援を受ける必要がある生徒の割合が増加傾向(平成22年度2.16%→令和2年度5.79%)であり、障害等により学びにくさのある生徒が、安全安心に充実した学校生活を送れるよう取り組む必要がある。 | ◆高等学校における通級による指導の拡大と組織的な取組の充 実 |

| | 柱 | 課題 | 取組の重点 |
|---|-----------------------------|--|--|
| 2 | 教員の指導力や | ・通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援を必要とする 児童生徒の増加が続いており、通常の学級における学びにくさ のある児童生徒への効果的な指導や支援の充実が急務である。 | ◆教員の発達障害の特性等に関する理解促進と、個に応じた指導・支援についての専門性向上に向けた効果的な研修・研究の 更なる充実 |
| | 専門性の向上 | ・作成された個別の指導計画や個別の教育支援計画が、実際の 指導や進路先への引き継ぎなどに活かされているか検証が必要 である。 | ◆個別の指導計画や個別の教育支援計画の利活用の促進 |
| 1 | 教育環境の充実 | ・特別支援学校の教育環境の整備については、児童生徒数の推 移や設置基準も踏まえたさらなる検証が必要である。 | ◆多様化する学びの場の整備に向けた、特別支援学校分教室の 設置研究の推進 |
| 4 | 教目 塚堤の元 大 | ・副次的な学籍が、持続可能で、児童生徒、保護者、学校に とって無理のない取組にするための制度のあり方について検証 が必要である。 | ◆副次的な学籍を持続可能な制度にしていくための取組方法に ついての実証研究の推進 |
| 5 | 教育における連 携(役割分担) の推進 | ・中学校から高等学校への引き継ぎ、高等学校や特別支援学校 高等部から進路先への引き継ぎなど、市町と県、また学校と福 祉や企業との相互連携をさらに進めていく必要がある。 | ◆個別の教育支援計画の活用による、切れ目ない支援の充実を 図るための各校と家庭や地域、関係機関(福祉)、企業等の連 携体制の一層の整備 |
| 6 | 適切な就学相談 の推進 | ・多様なニーズに応える研修の場を設定し、就学相談に関わる 者のさらなる資質向上を図る必要がある。 | ◆就学相談についての見識を深めるとともに、一人ひとりの障害の状態や特性および心身の発達の段階等に応じた指導・支援の方法について重きを置いた研修の設定 |

【特別支援教育課 2019.3】

基本的な考え方

平成30年度は、滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)導入期の最終年度にあたり、国の動向や社会情勢な どの特別支援教育を取り巻く環境の変化および施策の進捗状況を踏まえ、平成30年度末を目途に必要に応じて見直しを 行い、定着期や拡大期に向けてスムーズな移行を目指すこととした。

平成28年度(2016年度)から30年度(2018年度)

平成31年度(2019年度)から32年度(2020年度)

平成33年度(2021年度)から37年度(2025年度)

導入期

(研究・モデル事業の実施)

定着期 (拠点地域での実施)

拡大期 (県全体に広げていく)

平成30年度は、プラン全体や柱の構成、項目、具体の取組、取組目標にまで踏み込んで見直すのではなく、当初に立て られたロードマップの年次計画に沿って進められたか、またその進捗状況をふまえて、定着期に向けて年次計画を修正す る必要があるのかどうかに絞って検討した。ただし、項目によっては、必要に応じ、具体の取組や取組目標の表記につい ても修正した。

第3 計画の目標とロードマップ【2019年3月版】

| 基本理念 | 障害のある子どもが十分ない ていくための力」を育てる。 | 教育を受けられるよ | う、教育の充実を | 図るとともに、障害 | のある子どもと障 | 害のない子どもが共 | に学び合うこと | こより、「地域で共に生き | | |
|--------------------------------|---|---|---|---|-----------|--------------|------------|---------------------|--|--|
| 取組の方向性 | ○ 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。 (地域で共に生きていくためのカ> ① 障害のある子どもが、地域の同世代の子どもや大人との交流等を通して、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることのできる力 ② 人との豊かなコミュニケーションの中で、与えられた役割や仕事に責任を持って最後までやりきり、地域社会に積極的に参画して、生活基盤を形成することができる力 ○ 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体の手立てを講じる。 1 社会的・職業的自立の実現 2 発達段階に応じた指導の充実 3 教員の指導力や専門性の向上 4 教育環境の充実 5 教育における連携(役割分担)の推進 6 適切な就学相談の推進 ○ 県と市町とが緊密に連携・協働して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。 ○ 市町の有する教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。 | | | | | | | | | |
| 柱 1 | 目標 ○障害のある子どもが、日常生活。 | 上や社会生活上の技能 | ヒ・習慣を身に付け、 | 社会参加のための知 | 識や技能および態度 | 度を養うことができるよう | 、社会的·職業的E | 自立に向けた指導を展開す | | |
| 社会的・職業 的自立の実現 | | | | | | | | | | |
| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | | | | 年次計画 | | | | |
| ᆺᇧᆸ | 7 7 7 7 7 7 | 4人が正口が示 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| 1(1) 小中高の 一貫したキャリ ア教育の実施 | 小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する。 | 小中高一貫したキャ リア教育の推進 | 小中高一貫したキャ 小・中・高キャリア 教育・進路指導連 絡協議会の開催 | マリア教育の推進 小・中・高・特支 キャリア教育・進路 指導連絡協議会の 開催 | | | | > | | |
| | 児童が自らの長所を伸ばし自己肯 定感や自己有用感を高めていける | 旧音の目形も仲げ | 小学校におけるキャリア教育の充実 | | | | | | | |
| 1(2) 小学校に おけるキャリア 教育の充実 | た感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による学習を中心 に成功体験を積み重ね、興味関心 を広げていくことのできる教育を行う。 | 自己有用感を高める | 児童の自己有用感 を高めるキャリア教 育の推進 | | | | | → | | |
| | 生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、 | | 中学校におけるキャリア教育の充実 | | | | | | | |
| 1(3) 中学校に | 展感や自己有用感を高めなから、 将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校 高等部、また、障害児入所施設な どの進路先の把握に努めるととも に、生徒の障害状況も踏まえた生 徒・保護者への適切な情報提供を 行う。 | 生徒の長所を伸ばし 自己有用感を高める 自立に向けたキャリ ア教育の推進 | 生徒の自己有用感を高めるキャリア教育の推進 | | | | | | | |

| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | | | : | 年次計画 | | | |
|----------------------|---|--|-----------------------------------|--|-------------------------------|--|-----------|---------------------|--|
| - 現日 | 兵体の収組 | 4X和日保 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31(2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| 1(4) 高等学校 | ① 障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。 | 福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実 | 連携会議の開催 | 系機関、大学・専門学 | 校等との連携 | | | → | |
| におけるキャリア教育と職業 | ② 障害のある生徒の自立と社会 参加に向け、キャリア教育・職業教 育を推進し、福祉・労働等の関係 | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 高等学校における | 関係機関と連携した家 | | ! | • | | |
| 教育の充実 | | | 研究校におけるモ デル事業の実施(3 年次) | モデル事業の成果 検証と普及 | | | | → | |
| | ① 特別支援学校におけるキャリア | 4.00 | 高等養護学校·高等 | 等部への職業学科や | 職業コース等の設置 | | | | |
| | 教育の推進のため、生徒の障害の 程度に応じて教育内容や教育課程 を見直すとともに、高等部に職業学 科や職業コース等を置くことについ て研究・検討する。 | の設置による職業教 | 教育課程の編成・ | 研究結果に基づく 設置計画の策定 知肢併置校に職業 コース設置開始 | 高等養護3校に職 業学科「しごと総合 科」設置 | | | → | |
| | ② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討する。 | 高等養護学校の学 級定員のあり方につ | 高等養護学校の学 | 級定員の見直し | | | | | |
| | | | 調査•研究 | 検討(規則等改正)- | | | | * | |
| 1(5) 特別支援 | ③ 学校の特色化を踏まえ、生徒 | | 特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大 | | | | | | |
| 学校におけるキャリア教育と職業教育の充実 | が希望する学校を選択できるよう通 学区域のあり方について研究する。 また、将来の通勤等を視野に入 れ、単独通学できる生徒の育成に 向けた手立てを検討する。 | 特別支援学校高等 部の特色化に伴う通 学区域の見直し 単独通学生の拡大 | 調査・研究 | 制度設計の検討 | | 2020年度入学者選 考試験より伊吹分教 室校区変更運用開 始 | | | |
| | ④ 生徒の就労意欲と基礎的な技 | | 職業人育成プログラ | ラムの運用と授業改善 | · | | | | |
| | 能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を 生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。 | 企業の知見を生かし た授業改善による職 業教育の充実 | プログラムの検証、授業改善 | 授業改善の継続 | | | | > | |
| | ⑤ 就労先の開拓を促進し、企業 | | 企業と生徒とのマッ | ・ チング促進による就! | 職率向上と離職予防 | j | | <u>"</u> | |
| | 向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。 | 企業と生徒とのマッ チングの促進 | アドバイザーの配 置 | | | | | → | |

| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | | 年次計画 | | | | | | |
|---------------------|--|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------|-----------|---------------------|--|--|
| - 現口 | 共体の | 双祖日 惊 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31(2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| | ⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育 | | しがしごと検定を活 | しがしごと検定を活用した職業教育の推進 | | | | | | |
| | となるとともに、企業にとって雇用の | しがしごと検定を活 用した職業教育の推 進 | 検定本格実施 | | 本格実施の成果と 課題の整理・検討、 企業への啓発 | | | | | |
| | ⑦ 障害のある生徒への理解と実 | 」 「しがしごと応援団」 | 「しがしごと応援団」 | の活用等による雇用 | 月の理解啓発促進 | | | | | |
| 1(5) 特別支援 学校における | 習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済 団体と共に支援の仕組みを研究・ 検討する。 | の活用等による授業 改善と障害者雇用の | | 活用と登録企業の 拡大 | 「しがしごと応援団」 の運用促進 | 「しがしごと応援団」 の活用促進 | | → | | |
| キャリア教育と | | 福祉・労働等の関係 機関、大学・専門学 | 福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携 | | | | | | | |
| 職業教育の充 実 | 福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとと | | 就労および進学支 | | | | | | | |
| | もに、大学や専門学校等の進学先 との連携を図る。 | | 援 | | | | | | | |
| | ⑨ 福祉・医療等との連携を図り、 | | 特別支援学校高等 | 部への生活技能コー | -スの設置 | | | | | |
| | | | 数本課犯の領出。 | 研究結果に基づく 設置計画の策定 知肢併置校に設置 開始 | 研究成果に基づく」 コース設置と実践 および検証 | | | > | | |

| 柱 2 発達段階に応 | 目標 ○ 障害のある子ども一人ひとりの | 能力の伸長と豊かな成 | え長をめざして、各学 | 校園における発達段 | 階に応じた指導の充 | 実と改善を図る。 | | | |
|---------------------------|--|-------------------------------------|--------------------------------|----------------------|-------------|-------------|------------|---------------------|--|
| | 目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階からの専門的な指 | 導・支援により、障害の |)ある子どもの能力の | 伸長と豊かな成長を | めざした幼・保、小、『 | 中、高一貫した指導体 | 制を構築する。 | | |
| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | | | 3 | 手次計画 | | | |
| | 2311 33 3412 | | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| | ① 教員や保護者・県民に対して、 | 指導・啓発資料等の 作成・活用や学習機 | 資料等を活用した語 | 各発や指導・支援の3 ・ | 完実 | | : | П | |
| | 障害のある子どもの理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援 の充実を図る。 | 会の提供による障害理解の促進と指導・ | 指導・啓発資料等 の作成・活用 学習機会の提供 | | | | | → | |
| | | | 障害のある児童・生 | 徒の体力の向上の | 推進 | | | | |
| 2(1) 各発達段 階に共通した 事項 | ② 発達段階に応じた基本的な運動能力を身に付けさせ体力の向上 | 12.2 | 体力の向上の推進 | | | | | → | |
| | を図るため、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組 | 障害のある児童・生 徒のスポーツ体験の 推進 | 障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進 | | | | | | |
| | む機会を設ける。 ① 幼稚園・保育所・認定こども園 | | スポーツ体験の推進 | | | | | → | |
| | | | 幼稚園・保育所・認定にども周等への情報提供の推進と支援の充実 | | | | | | |
| | 等における障害のある幼児への適 | 特別支援学校のセン | 幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実 | | | | | | |
| | 切な支援および保護者への情報提供が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援や情報提供を推進する。 | た幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援 | 調査・研究 | 情報提供の推進と 支援の充実 | | | | | |
| 2(2) 幼稚園・保育所・認定 | ② 幼稚園・保育所・認定こども園 | | 就学相談担当者の | <u></u> 力量向上を図る研修 | の実施 | | <u>i</u> | | |
| こども園等の 段階 | 等において適切な就学指導や保護 者への情報提供が行われるよう、管 理職や就学相談担当者等の専門 性の向上を図るための研修を実施 する。 | 就学相談担当者の 力量の向上 | 専門研修の実施 | | | | | → | |
| | ③ 全ての幼児が、自己を発揮し | 人権の視点を大切に | 人権の視点を大切 | にした互いに認め合 | える集団づくりの推進 | | | | |
| | て、自信を持って行動できるよう、 人権の視点を大切にし、互いに認 め合える集団づくりを進める。 | 人権の視点を大切に した互いに認め合え る集団づくりの推進 | 集団づくりの推進 | | | | | | |

| 項目 | 日仕の取組 | 取組目標 | | | : | 年次計画 | | | | |
|-----------------|---|--|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------|-----------|---------------------|--|--|
| 坦 | 具体の取組 | 以祖 日 保 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| | | 専門家や関係機関と | 読み書きの困難さ等 | 等を改善する専門的 ⁷ | な指導・支援の実施 | | | | | |
| | ① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の | 連携した小学校にお | | | モデル事業の研究 | | | → | | |
| | 無さの政音等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。 | ける発達障害のある 児童への専門的な指 導・支援の充実 | 通級指導教室の充 | | 成果の発信 指導計画(91.9%)・ | | | \rightarrow | | |
| 2(3) 小学校段 階 | | | 実と活用の促進 | | 支援計画(78.5%)の 利活用 | H31:指導計画(100%) | | H35:支援計画(100%) | | |
| re | ② 全ての児童が、互いの違いや | 互いの違いやよさを | 互いの違いやよさを | 認め磨き合う人権教 | 女育を大切にした集団 |]づくりの推進 | | | | |
| | ② 全 (の児童が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にした集団づくりを進める。 | 図がの違いでするを 認め磨き合う人権教 育による集団づくりの 推進 | 集団づくりの推進 | | | | | | | |
| | | 専門家や関係機関と | 対人関係の困難さる | と改善する専門的な | 指導・支援の実施 | | | " | | |
| | ① 中学校における対人関係の困 | 連携した中学校にお | | | モデル事業の研究 | | | \rightarrow | | |
| | 難さの改善等、コミュニケーション力 に課題のある発達障害のある生徒 | ける発達障害のある | 通級指導教室の充 | | 成果の発信 指導計画(92.5%)・ | | | \rightarrow | | |
| 2(4)中学校段 | への専門的な指導の充実を図る。 | | 実と活用の促進 | | 支援計画(75.5%)の 利活用 | H31:指導計画(100%) | | H35:支援計画(100%) | | |
| 階 | ② 全ての生徒が、互いの違いや よさを認め磨き合う教育を推進する ため、人権教育の視点を大切にし た集団づくりを進める。 | 互いの違いやよさを 認め磨き合う人権教 育による集団づくりの 推進 | 互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にした集団づくりの推進 | | | | | | | |
| | | | 集団づくりの推進 | | | | | → | | |
| | ① 生徒に充実感や成功体験を味 | | ソーシャルスキルトレーニング指導者研修の実施 | | | | | | | |
| | わわせ対人関係の困難さの改善を 図るため、教員を対象としたソー シャルスキルトレーニング指導者研 修を実施し、発達障害のある生徒 への指導力の養成を図る。 | 高等学校における発 達障害のある生徒へ の指導力の養成 | 研修講座の開設 | 特別支援教育コーディネーター連絡 会での研修会 | | | | | | |
| | ② 障害のある生徒の卒業後の自 | 高等学校における自 | 高等学校における目 | 高等学校における自立活動および授業改善等の研究 | | | | | | |
| 2(5) 高等学校 段階 | 立に向けた社会生活能力の向上を図るため、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進める。 | 高寺学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進 | 研究校におけるモ デル事業の実施(3 年次) | モデル事業の成果 検証と普及 | 通級による指導の 導入、検証と普及 | | | → | | |
| | ② 人才の生仕が エンの法によ | てい の きい は しナナ | 互いの違いやよさを | 認め磨き合う人権教 | 女育を大切にした集団 (大) | づくりの推進 | | | | |
| | ③ 全ての生徒が、互いの違いや よさを認め磨き合う教育を推進する ため、人権教育の視点を大切にし た集団づくりを進める。 | 互いの違いやよさを 認め磨き合う人権教 育による集団づくりの 推進 | 集団づくりの推進 | | | | | → | | |

| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 - | 年次計画 | | | | | | |
|------|---|---|--------------------|-----------|-------------------------------|---------------------|------------|---------------------|--|
| - 現日 | 共体の収益 | | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| | ① 福祉・医療等との連携を図り、 健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を 取り入れた、障害のある子ども一人 ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。 | | 特別支援学校高等 | 部への生活技能コー | スの設置 | • | | | |
| | | | 数本調和の何は、 | | 研究成果に基づく コース設置と実践 および検証 | | | → | |
| 限 | 定するなど、障害のある生徒の文 | 高文連等関係団体と の連携による障害の ある生徒の文化芸術 活動の充実と発展 | 障害のある生徒の文化芸術活動の活性化 | | | | | | |
| | | | 発表会等の実施― | | | 各地域で発表会・販 売会等の実施 | | → | |

目標

柱 3

- 障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。

や専門性の向目標の達成に向けた考え方

- 特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。
- ○「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。
- 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。

| 項目 | | 取組目標 | | | 全 | F次計画 | | | | |
|--------------------------------|--|--------------------------------|-----------------|------------------|-------------------------------------|-------------|-----------|----------------------------------|--|--|
| - 現日 | 具体の取組 | 以祖日 惊 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| | ① 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修における障害および合理 | 初任者等の障害およ | 初任者研修・中堅教 | ෭諭等資質向上研修 | における障害および食 | 合理的配慮に係る研修 | 多の実施 | | | |
| | 的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。 | び合理的配慮に係る 研修充実による実践 力の強化 | 悉皆研修の実施 | | | | | | | |
| | ② 組織体制強化のため、新任校 長研修・新任教頭研修等の管理職 研修において、障害および合理的 配慮に係る研修を実施・充実させ、 マネジメント力の強化を図る。 | 校長等管理職員の | 新任校長研修•新任 | 数頭研修等における | る障害および合理的配 | 配慮に係る研修の実施 | 色 | | | |
| 3(1) 管理職の マネジメントカ の強化と教職 | | 慮に係る研修充実に | 悉皆研修の実施 | | | | | > | | |
| 員対象研修の 実施 | ③ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。 | 人権教育研修による」 教員の資質向上 ・ | 人権教育研修による | 人権教育研修による教員の資質向上 | | | | | | |
| 夫 加 | | | 人権教育 リーダーの養成 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | 人権教育研修による | る教員の資質向上 | | | | | | |
| | | | 人権教育実践力の | | | | | - | | |
| | | | 向上 | | | | | | | |
| | | | 指導力向上と組織体 | 本制の強化 | - T | | | П | | |
| | ① 個別の教育支援計画や個別の | 専門家の派遣による | | 高等学校特別支援 | | | | | | |
| 3(2) 指導力の 向上をめざし た専門家との | ① 個別の教育文接計画や個別の 指導計画の作成を進め、これら計 画に基づいた効果的な指導・支援 が実施できるよう、専門家の活用を 図るとともに組織体制の強化を図 る。 | 指導力の向上 | | | 指導計画(91.6%)・ 支援計画(87.4%)の 利活用 | | | H35:指導計画(100%) H35:支援計画(100%) | | |
| 連携、学校間の連携の推進 | | 学校間連携の推進と | 特別支援教育コー | ディネーター連絡会る | を拡充し、ブロック別の | 开修を実施 | | П | | |
| の建携の推進 | | 学校间連携の推進と 担当者の専門性向 上 | ・ブロック別研修 | | | | | | | |

| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | | | 年 | F次計画 | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|---|--------------------|------------|------------|---------------------|--|
| | 具体の取組 | 以祖日 保 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| | | | 特別支援学校教員の | の採用方法の工夫核 | 負討 | | | | |
| | ② 教員の採用方法を工夫検討 し、特別支援教育に関する資質と 能力の高い教員の採用を進める。 | 検討 | 採用時の特別支援 学校教員免許状の 必須化等検討 | | H31採用選考試験 より必須化 | | | | |
| 3(2) 指導力の | | 小中高等学校と特別 | 校種間人事交流の | 促進 | _ | | | | |
| 向上をめざし た専門家との 連携、学校間 の連携の推進 | | 支援学校との人事交 | 人事交流の拡大 | | | | | | |
| | ③ 小中高等学校と特別支援学校 | 流の促進による指導 力の向上 | | | | | | | |
| | との校種間人事交流を促進し、教 員の実践的な指導力の向上を図 る。 | | 校種間での研修派 | ≞の研究·検討 | | | • | | |
| | | | 校種間での研修派 遣の研究・検討 特別支援学校派遣 研修の実施 | | | | | > | |
| | | 大学等への研修派 遣の充実による人材 育成の推進(特別支 援学校) | 大学等への研修派遣の充実(特別支援学校) | | | | | | |
| | | | 特支学校教員の研 修派遣の実施 | | | | | | |
| | ① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門 | | | | | | | | |
| | 的指導や助言ができる人材の育成 | 大学等への研修派 | 大学等への研修派遣の充実(小中学校) | | | | | | |
| 3(3) 特別支援 学校·特別支 | を図る。 | 遣の充実による人材 | 小中学校教員の研 | | | | | | |
| 援学級・通級 指導教室等の | | 育成の推進(小中学 校) | 修派遣の実施 | | | | | | |
| 担当教員の専 門性向上 | ② 全ての特別支援学校教員につ | | 免許状保有率の向. | 上(近隣大学、放送ス | 大学との緊密な連携) | | | | |
| | いて、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学 | 免許状取得促進によ る専門性の向上 | 免許取得の促進 (特別支援学校は 義務化検討) | 免許取得の促進 (特別支援学校教 論免許状保有率を 平成32年度までに 概ね100%になるよ う目指す) | | | > | , (特別支援学校での義務 化) | |

| 15日 | 具体の取組 | 取組目標 | | | 4 | 手次計画 | | | | |
|-----------------------------------|---|--|----------------------------|--|--------------------------|-------------|-----------|---------------------|--|--|
| 項目 | 具体の収組 | 双祖日 保 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| | ③ 個々のニーズに応じた合理的 | | | | | | | | | |
| 3(3) 特別支援 学校·特別支 援学級·通級 | | ンの視点を生かした 授業づくりと適切な合 理的配慮が提供でき る研究成果物の普 及・活用 | センター研究成果 物等の改訂および 普及 | センター研究成果 物等の普及・活用 | | | | > | | |
| 指導教室等の 担当教員の専 | 担任、通級指導教室担当教員の育成を図る。 | │ 特別支援学級・通級 | 特別支援学級・通級 | 及指導教室担当教員 - | の研修充実 | | | | | |
| 門性向上 | 74.C = 30 | 指導教室担当教員の研修充実による専門性向上 | センター研修による 研修充実 | | | | | → | | |
| | | 10 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** | 教員の専門性向上 | に向けた効果的な研 | 修・研究の実施 | | | | | |
| | ① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。 | 授業改善・教材開発 に係る研修・研究に よる実践力の向上 | 課題別研修の実施 | | | | | | | |
| | | 滋負のめるす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究 | 課題に関する研究の実施 | | | | | | | |
| | | | 課題研究の実施 研究成果の普及 | | | | | | | |
| | | 効果的な研修体系の 構築と人材育成の推 進 | 特別支援教育に精通した人材の育成 | | | | | | | |
| 3(4) 専門性向 上に係る研 修・研究の充 実 | ② 特別支援教育コアリーダー研修の実施により、特別支援教育を進める資質と能力の向上を図る。 | | リーダー研修 (2年次)の実施 | | くプロジェクト研究 株型 本経教 本 推進 | | | → → | | |
| | | ICT機器の活用を含 | ICT機器の活用を含 | 含むユニバーサルデ | ザインの視点を取り入 | れた授業改善の研究 | , | | | |
| | バーサルデザインの視点を取り入 | むユニバーサルデザ インの視点を取り入 れた授業改善研究の 推進 | | モデル校研究 | モデル校研究と成 果発信 | | | | | |
| | れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有 | 特別支援教育の担 | 特別支援教育の視 | 点を生かしたセンター | -研究成果物等の活 | 用と情報発信 | | | | |
| | する研究を進め、研究成果の共有 と発信に努める。 | 特別支援教育の視点を生かしたセンター研究成果物の活用と情報発信 | 物等の改訂と情報 | 特別支援教育の視 点を生かしたセン ター研究成果物等 の活用と情報発信 | | | | | | |

| 柱 4 | 目標 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。 | | | | | | | | | | |
|---------------------|--|---|--------------------------|------------------|-------------------|-------------|-----------|---------------------|--|--|--|
| 教育環境の 充実 | 目標の達成に向けた考え方○ 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。○ 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。 | | | | | | | | | | |
| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | | | ź | 手次計画 | | | | | |
| - 現日 | 美体07 栽植 | 双祖 日 1宗 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | | |
| | ① 久畑幼町度の担供に成フェデ | | 合理的配慮の提供 | にかかる市町との共 | 同研究の実施 | | | | | | |
| | ① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。 | 合理的配慮の提供に かかる市町との共同 研究の推進 | 研究対象市町の決 定 共同研究1年次 | | 研究成果の検証・ 普及 | | | | | | |
| | | | 小中学校への分教 | <u>:</u> 室の設置 | | | | | | | |
| 4(1) 共に学ぶ ための新たな | ② 多様化する学びの場の整備に向け、小中学校および高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進める。 | 特別支援学校分教 室の設置研究の推 進(小中学校) | モデル事業の研究 | モデル事業の研究 | モデル事業の研究 。 と検証 | | | → | | | |
| 什組みづくり | | 特別支援学校分教 室の設置研究の推 | 高等学校への分教室設置 | | | | | | | | |
| | | | 調查·研究 | 研究 | | | | → | | | |
| | | 小中学校と特別支援 | 「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究 | | | | | | | | |
| | ③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方につ | が中学校と特別又接 学校との「副次的な 学籍」制度の導入に 向けた研究の推進 | マブン古典の江 | | | | | | | | |
| | いて研究・検討を進める。 | | モデル事業の研究・検討と実施 | | 制度導入準備·檢 討 | | | > | | | |
| | ① 特別支援学校の就学要件を満 | | 地域で学ぶ支援体質 | 制強化事業(支援員) | の実施 | | | | | | |
| | たす児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し | 地域で学ぶ支援体制 強化事業(支援員)に | | | | | | | | | |
| 4(2) 小中学校 | 支援する。 H27~:県1/2 市町1/2 | よる教育環境の充実 | | H29開始分 | · | 方向性を検討 | | | | | |
| における充実 | ② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。 H28~: 国1/3、県1/3、市町1/3 | | 地域で学ぶ支援体質 | : 制強化事業(看護師) | の実施 | | | II . | | | |
| | | 携 地域で学ぶ支援体制 強化事業(看護師)に よる教育環境の充実 | 看護師配置補助の 実施 | | | | | → → | | | |

| | 目什么职组 | 节40 CJ +西 | | | | 年次計画 | | | | |
|---------------------------|--|---|------------------------------|--|----------------------|------------------|----------------|---------------------|--|--|
| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| | | 通級指導教室の配 置・充実の促進 | きめ細かな指導のための通級指導教室の配置・充実 | | | | | | | |
| 4(2) 小中学校 における充実 | ③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。 | | 通級指導教室の計 画的な配置・拡大 | | | | | | | |
| | ④ 専門家や関係機関と連携した | 専門家や関係機関と | 専門家や関係機関 | と連携した通級指導 | 教室の充実による支 | 援 | | | | |
| | 通の場合を関係で、 通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図る。 | 連携した通級指導教室の充実による指導力の向上 | 通級指導教室の充実による支援 | - | 研究成果の普及 | | | > | | |
| | | | 多人数特別支援学 | 級への非常勤講師の | の配置・充実 | | | | | |
| | | 多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実 | 多人数特別支援学 級への非常勤講師 配置充実 | | | | | | | |
| | ① 県立高等学校に特別な支援を 必要とする生徒への支援スタッフを 配置し、障害のある生徒への支援 の充実を図る。 | | 県立高等学校への支援スタッフの配置 | | | | | | | |
| | | 特別な支援を必要と する生徒への支援ス タッフの配置 | 支援スタッフの配置 | | | | | > | | |
| | ② 障害のある生徒が県立高等学 | | 高等学校入学者選抜における配慮事項の拡大・充実 | | | | | | | |
| | 校入学者選抜を受検する際の配慮 事項等の拡大・充実により環境整備を進める。 | 高等学校入学者選 抜における配慮事項 の拡大・充実 | 他府県の情報収 集、配慮事項の検 討 | | | | | → | | |
| 4(3) 高等学校 における充実 | ③ 発達障害の状況に応じた学び | | 発達障害のある生徒へのソーシャルスキルの指導 | | | | | | | |
| 120017 0702 | を推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門指導の実施について研究・検討する。 | ソーシャルスキルト レーニングなどの専 門的な指導の実施 | ソーシャルスキルト レーニングの研究・ 検討 | | | | 普及 | → | | |
| | (・(研先・使引する。 | | 通級による指導のあ | <u>:</u> | ! 空• 検討 | | ! | | | |
| | ④ 今後の国の動向を踏まえつ つ、通級による指導のあり方につい ての研究・検討を進める。 | 通級による指導のあり方についての研究・検討 | 通級指導のあり方の研究・検討 | >>> ================================== | 指定校において、 通級制度を導入、 | | | | | |
| | | | | | 実施•検証 | | | | | |
| ʌ(ʌ) 杜메±+♡ | ① 学校卒業後の社会的・職業的 | 新たか古学美継 学 特 | 新たな高等養護学権 | 交の必要性の研究・ | 検討 | T | <u> </u> | | | |
| 4(4) 特別支援 学校における 充実 | 自立をめざし、職業学科を設置した 新たな高等養護学校の必要性について研究・検討を進める。 | りざし、職業学科を設置した 高等養護学校の必要性につければ、 新たは高等養護学校の必要性につければ、 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がなる。 がる。 がもる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が | 新増設の必要性の 研究と検証 | 検証結果に基づく 設置の検討 | | 新設高等養護学校 設計協議 | 新設高等養護学校 工事 | 新設高等養護学校開校 | | |

| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | 年次計画 | | | | | | |
|----|---|-----------------------------------|----------------------------|--|---------------------|--------------------------|------------|---------------------|--|
| | 英体の収施 | 双祖 口 1宗 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| | ② 児童生徒等の障害の重度・重 | | 特別支援学校の再 | 編整備の検討 | | | | | |
| | 複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置と行政 区や学校の特色化を踏まえた通学 区の柔軟化等について研究・検討 を進める。 | | 再編整備の必要性 の研究と検証 | 検証結果に基づく 整備の検討 | | | | — | |
| | ③ 特別支援学校におけるキャリア | 社会的 際業的 白云 | 高等養護学校•高等 | ទ部への職業学科や | 職業コース等の設置 | (再掲) | | | |
| | 教育の推進のため、生徒の障害の 程度に応じて教育内容や教育課程 を見直すとともに、高等部に職業学 科や職業コース等を置くことについ て研究・検討する。 | をめざす学科・コース の設置による職業教 | 教育課程の編成・ 施設設備の研究 | 研究結果に基づく 設置計画の策定 知肢併置校に職業 コース設置開始 | 業学科「しごと総合 | | | → | |
| 充実 | ④ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材(看護師、理学療法士、ソーシャルワーカー等)の活用を促進する。 | 専門人材の活用促 進 | 専門人材の活用促進 | | | | | | |
| | | | 活用方法の検討 | 活用の促進 | 活用できる専門人 材について検討 | | | | |
| | ⑤ 特別支援学校のセンター的機能を充実させた(仮称)地域支援センターの設置を検討するなど、関係機関等と連携した地域支援を強化する。 | 特別支援学校のセン | 特別支援学校のセ | ンター的機能の充実 | | | | | |
| | | ター的機能の充実に よる小中高等学校等 への支援の強化 | (仮称)地域支援センターの必要性の 研究と検証 | 検証結果に基づく 支援の実施 | | 特別支援学校のセンター的機能のあり方について検討 | | → | |

目標

柱 5

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 〇 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。

教育における 連携(役割分 担)の推進

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。
- 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。
- 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。

| 項目 | 具体の取組 | 取組目標 | 年次計画 | | | | | | |
|-----------|---|--|--|---------------------------|----------------|------------|------------|---------------------|--|
| | | 以祖 日 惊 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32 (2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| | ① 県と市町とが連携して、全ての 数号の特別支援教育におけてお道 | 国に主味の海椎によ | 県と市町の連携によ | る教員の指導力向 | 上と推進体制の強化 | 5 | • | 11 | |
| | 教員の特別支援教育における指導 力の向上に努めるとともに、全ての 学校における推進体制を強化す る。 | 県と市町の連携による教員の指導力向上 と推進体制の強化 | 県と市町との連携・ | | | | | | |
| | ② 県は、市町の考え方や方向 | | 「地域で共に学ぶ」な | _・ 寺別支援教育体制の | :)整備·充実(県) | I | 1 | _ | |
| 5(1) 県と市町 | 支援の内容を整理して、「地域で共 | 「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備の推進(県) | 県による特別支援 教育体制の整備・ | | | | | | |
| | に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進める。 | | 充実 | | | | | | |
| | ③ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域 | インクルーシブ教育 システムの構築をめ ざした体制づくりの推 進と理解啓発の促進 | インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発促進(市町) | | | | | | |
| | で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教 | | 市町による体制づ | | | | | | |
| | 育システムの構築をめざした体制 づくりを推進するとともに、地域住民 への理解と啓発を進める。 | | 進と理解啓発の促進 市町) | くりと理解啓発 | | | | | |
| | ① 学校とPTAとの連携・協力のも | | 家庭との連携 | | | | | | |
| | と、日常的な生活場面における子 どもの自信と見通しを育て、発達段 階に応じた自律性が身に付くよう、 | 家庭の教育力向上 (家庭との連携促進) | 子どもの自信と見通しが育つ家庭の | | | | | | |
| | 家庭の教育力の向上を図る。 | | 教育力向上 | | | | | | |
| 関、企業等と | ② 学校と地域の連携・協働体制 | | 地域との連携・協働 | | | | | | |
| の連携 | づくりの充実により、ボランティアや 地域人材等の活用を図るとともに、 | りの充実により、ボランティアや 戊人材等の活用を図るとともに、 戊の協力を得て、障害者への理 地域との連携・協働 | ボランティアなど地 | | | | | | |
| | 地域の協力を得て、障害者への理 解と支援を推進する。 | | 域人材の活用と障 害者理解の促進 | | | | | · | |

| 項目 | 見けの取組 | 取組目標 | 年次計画 | | | | | | | |
|------------------------|--|------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|--|--|
| □ 垻日 □ □ □ □ | 具体の取組 | 以祖日保 | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31(2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | | |
| | | | 保健・医療との連携 | | | | | | | |
| | ③ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図る。 | ・保健・医療との連携 | 障害の重い子ども への適切な支援と 障害のある子への 早期支援 | | | | | → · | | |
| | ④ 発達支援センター等の福祉関 | | 福祉との連携 | | | | | | | |
| 5(2) 家庭や地 | 係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進め | 福祉との連携の促進 | 障害のある子の早 期発見と適切な支援 | | | | | | | |
| 域、関係機 関、企業等と の連携 | ⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進める。 | 労働との連携の促進 | 「 | | | | | | | |
| | | | ハローワークや働き・草にした揺れい | | | | | | | |
| | | | ター等の在学中からの活用 | | | | | | | |
| | ⑥ 企業や経済団体との連携のも | | 企業や経済団体との | D連携 | | | | | | |
| | と、「しがしごと応援団」の創設等を 通じて、企業の知見を生かした授 業改善の取組を進めるなど、障害 のある生徒の職業教育を充実させ る。 | | 「しがしごと応援団」 の創設による企業 等との連携 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

日標

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。

談の推進

柱 6

適切な就学相目標の達成に向けた考え方

- 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。
- 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。
- 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。

| 項目 | 目体の取組 | 具体の取組 取組目標 - | 年次計画 | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-----------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|------------|-----------|---------------------|--|
| | 一 | | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| 6(1)県教育支 | ① 県就学指導委員会の機能を見 | | 県教育支援委員会の設置・運営 | | | | | | |
| | 直し充実させた(仮称)県教育支援 委員会の設置により、早期段階から 学校卒業後までの一貫した支援が できる体制を構築する。 | | 県教育支援委員会 の設置(条例改正) | \longrightarrow | 滋賀県特別支援教 育支援委員会設 置•運営 | | | | |
| 援委員会の設 置と充実 | ② 各市町の就学指導・相談につ | | 就学指導と「合理的 | 配慮」の提供に関す | る指導・助言 | | | | |
| 直と兀夫 | いても、要請に応じて、望ましい学 | 適切な就学先決定と「合理的配慮」提供 への指導・助言 | 「発達障害」部会の 設置 | | 滋賀県特別支援教育支援委員会の専門部会については、必要に応じて 設置 | | | | |
| | | 適切な就学指導のための統一的な指標等 の作成とその活用 | 統一的指標等の作成とその活用 | | | | | | |
| | | | 「知的障害」版の活 用および検証 | | | | | → | |
| | ① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様 | 発達障害の早期発 見と適切な支援に向 けた研究の推進 | 発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究 | | | | | | |
| 6(2) 適切な就 学相談システ ムの構築 | の就学指導や情報提供を受けることができる体制づくりを進める。 | | | 事業の継続および 成果の普及と チェックシートの活 用 | | | | → | |
| | ② 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と相談対応を充実させる。 | 特別支援学校セン | 幼稚園・保育所・認知 | - 定こども園等への支 | 援 | | | | |
| | | し、就学前の子どもに対 権園・保育の予認定こ な情報提供と相談対応を ばま 原答への支援の | センター的機能の 活用促進 | | | | | > | |

| 項目 | 具体の取組 | 具体の取組 取組目標 | 年次計画 | | | | | | |
|---------------------|---|---|-------------------------------------|--|-----------|------------|-----------|---------------------|--|
| - 現口 | | | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | H31 (2019) | H32(2020) | H33(2021)~H37(2025) | |
| | | | 就学相談担当者の | 力量向上を図る研修 | の実施 | | | | |
| 6(2) 適切な就 | ③ 就学相談担当者の力量向上を 図るための専門研修を実施する。 | 就学相談担当者の 力量向上(再掲) | 専門研修の実施 | | | | | → | |
| 学相談システ | | お道主事や関係機 お道主事や関係機 | サポートチームによ | る市町支援の研究・ | 検討 | | | | |
| ムの構築 | ④ 多様化するニーズに対応することができるよう、専門家や関係機関等と連携した市町への支援の充実を図る。 | 多様化するニーズに対応するができるよう、専門家や関係機関、専門家等で構成するサポートチームはより、市町への支援の充 | ・サポートチームによる市町支援の研 | ・指導主事派遣 ・研究・検討結果に 基づく市町支援の 実施 | | | | | |
| | ① 困難ケースへの適切な対応を | 関係機関との連携や | 専門家等の活用による相談・支援機能の充実 | | | | | | |
| 6(3) 総合教育 センターの相 | 図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門家を活用した相談・支援機能の充実を図る。 | 専門家の活用による 相談・支援機能の充 実に向けた研究・検 討 | | 研究・検討結果に 基づく相談・支援の 実施 | | | | → | |
| 談支援機能の 強化 | | みず座中生のフじょ | 相談対象を本人、保護者、教職員等とした発達障害等の子どもへの適切な支援 | | | | | | |
| | | | 発達障害の子ども への相談体制の充 実 | | | | | → | |